令和元年　第１回

仁 木 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

開　会　　令和元年５月２４日（金）

閉　会　　令和元年５月２４日（金）

仁　木　町　議　会

令和元年第１回仁木町議会臨時会議事日程

◆日　　時　　令和元年５月２４日（金曜日）午前１０時３０分　開会
◆場　　所　　仁木町役場　３階議場

◆議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　議会運営委員会委員長報告
日程第３　会期の決定
日程第４　諸般の報告
日程第５　行政報告
日程第６　承認第１号　専決処分事項の承認について
　　平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第７号）
日程第７　承認第２号　専決処分事項の承認について
　　平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号）
日程第８　承認第３号　専決処分事項の承認について
　　平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号）
日程第９　承認第４号　専決処分事項の承認について
　　平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第１号）
日程第10　承認第５号　専決処分事項の承認について
　　仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第１号）
日程第11　議案第１号　令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第１号）
日程第12　議案第２号　令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第13　議案第３号　令和元年度配水管整備事業大江地区国道５号外配水管布設工事請負契約の締結について
日程第14　同意第１号　仁木町教育委員会委員の任命について

令和元年第１回仁木町議会臨時会会議録

開　会　　令和　元年　５月２４日（金）　　午前１０時３０分
閉　会　　令和　元年　５月２４日（金）　　午後　１時４１分

議　　長　　横　関　一　雄　　副　議　長　　上　村　智恵子

出席議員（９名）

１番	佐藤秀教	２番	嶋田　茂	３番	住吉英子
４番	野崎明廣	５番	宮本幹夫	６番	林　正一
７番	水田　正	８番	上村智恵子	９番	横関一雄

欠席議員（０名）

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	佐藤聖一郎	産業課長	鹿内力三
副町長	林　幸治	産業課参事	四十坊供之
教育長	岩井秋男	建設課長	可児卓倫
総務課長	新見　信	教育次長	奈良充雄
財政課長	渡辺吉洋	学校給食共同調理場所長	渡辺和之
会計管理者	伊藤利文	農業委員会事務局長	泉谷　享
企画課長	嶋井康夫	選挙管理委員会委員長	芳岡　廣
住民課長	川北　享	選挙管理委員会書記長	（新見　信）
ほけん課長	岩佐弘樹	監査委員	原田　修

議会事務局職員出席者

事務局長	浜野　崇
総務議事係主任	佐藤祐亮

開　会　　午前１０時３０分

○議長（横関一雄）皆さんおはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、９名です。定足数に達していますので、只今から、令和元年第１回仁木町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第１『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、５番・宮本議員及び６番・林議員を指名します。

日程第２　議会運営委員長報告

○議長（横関一雄）日程第２『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。住吉委員長。

○委員長（住吉英子）皆さんおはようございます。

議会運営委員会決定事項について報告いたします。

本臨時会を開催するにあたり、本日、５月24日金曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の臨時会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本臨時会には、承認５件、議案３件、同意１件の合計９件が付議されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第５まではこれまでと同様に進めます。日程第６から第９の専決処分・補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第10の専決処分・条例改正については、即決審議でお願いいたします。日程第11及び第12の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第13の請負契約については、即決審議でお願いいたします。日程第14の同意については、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、即決審議でお願いいたします。

続いて、会期について申し上げます。本臨時会招集日は、本日５月24日金曜日、会期は開会が５月24日、閉会が５月24日の１日限りといたします。

最後にその他の事項として当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第３　会期の決定

○議長（横関一雄）日程第３『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、５月24日の１日限りにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日５月24日の１日限りとすることに決定しました。

日程第４　諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第４『諸般の報告』を行います。

はじめに本臨時会に地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。

次に、選挙管理委員の退職及び補充について報告します。令和元年５月14日付け「仁選号」通知により、芳岡選挙管理委員会委員長から、平成31年４月８日付けをもって、木村雄二選挙管理委員長代理より退職の申し出があり、同日付けで承認した旨の通知を受けました。なお、選挙管理委員に欠員が生じたことから、地方自治法第182条第３項の規定に基づき、補充員第１位の本間美津雄氏を新たに選挙管理委員として補充し、委員長代理に新藤　勲氏を指名したことについて、通知を受けたことについても報告いたします。

監査委員から例月出納検査報告書、平成31年度第１回及び令和元年度第２回が提出されております。内容はお手元に配布のとおりです。

次に、平成31年第１回定例会以降の議長の活動報告を印刷しお手元に配布しております。

４月に入り、町内の各小中学校では入学式が行われ、出席をしてまいりました。私の代理として、仁木小学校の入学式に出席いただきました上村副議長、また、議員各位にこの場をお借りいたしまして、お礼申し上げます。

５月20日には倶知安町の第一会館において、後志町村議会議長会の臨時総会が開催され、出席をしてまいりました。総会では、４月の統一地方選における町村議会議員の選挙により、７名の町村議会議長が交代となったことに伴い、議長会役員の改選が行われました。選挙の結果、新会長に喜茂別町の日下議長が当選され、私も理事に選出されました。もとより微力でありますが、役員の１人として、後志町村議会議長会の円滑な運営と町村議会相互の連携に努める所存であります。

続いて、広域連合議会等の開催状況について報告いたします。北後志衛生施設組合議会臨時会が、３月28日に招集され出席をしてまいりました。

また、同日の３月28日に後志教育研修センター組合議会の定例会が開催され、組合議会議員であります佐藤議員から復命書の提出がありました。それぞれの議会における議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。

議長の活動報告は以上でありますが、詳細につきましては、事務局に復命書を提出しておりますので、必要な方は後程ご高覧願います。以上で、私の諸般の報告を終わります。

日程第５　行政報告

○議長（横関一雄）日程第５『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）令和元年第１回仁木町議会臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和元年第１回仁木町議会臨時会を招集申し上げましたところ、横関議長、上村副議長をはじめ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙の時期とは存じますが、ご参集賜り衷心より厚く御礼申し上げます。また、原田代表監査委員、芳岡選挙管理委員長におかれましても万障繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

平成から令和に元号が改元され、新しい時代に入り初めての議会を迎えますが、令和という新しい時代の幕開けとともに、皆さんとまた新たな気持ちで仁木町発展のために尽くしてまいりたいと考えているところであります。

さて、春の統一地方選挙を終え、１か月が経ちましたが、北海道では知事に新たな若きリーダーが誕生しました。新しい時代に入ったものの、地方行政は様々な課題が山積し、大半が今後ますます先行き不透明な厳しい時代を迎えるという見方もされている中で、新知事の誕生とともに、北海道の政治が今後どのように動き、地域にどのような変化が生じるのか、道民の期待が現れた選挙結果になったものだと捉えているところであります。ただ、道内外の各選挙結果を見ておりますと、多くの地域が最低投票率を更新し、投票率の下落が相次ぐ結果となりました。また無投票の選挙区が続出し、都市部でも無投票の選挙区が増加する結果となり、もはや無投票選挙は、過疎地特有の問題ではないことを目の当たりにした選挙でもありました。首長や議員のなり手不足が深刻化していることが浮き彫りとなった統一地方選挙でありましたが、仁木町議会では、議会基本条例策定に向けての取組、一問一答方式、議会広報紙の改善等、より魅力的な議会づくりに努められており、町といたしましても、今後、有権者の政治離れを深刻に受け止め、関心と期待を高める方策をこれまで以上に議員や町民の皆さまと議論を深めていく機会が必要であると、この度の選挙を経て感じた次第であります。

さて、本臨時会には、住吉議会運営委員長からご説明がありましたとおり、承認５件、議案３件、同意１件、計９件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げまして、令和元年第１回仁木町議会臨時会開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

はじめに、地域おこし協力隊について申し上げます。地域おこし協力隊につきましては、今年度からの新たな隊員として、醸造用ブドウ生産者やワイナリーの下で農業技術研修を受けながら独立就農を目指して活動を行う農業振興員などを募集したところ10名の応募があり、書類審査及び面接試験の結果、９名に対して採用の内定を通知いたしました。最終的には２名の辞退がありましたが、農業振興員として４月１日付けで、東京都出身の大野　崇さん（30歳）、長野県出身の三田　武さん（37歳）、神奈川県出身の鈴木正光さん・綾子さん（共に57歳）、及び５月１日付けで東京都出身の福光賢治さん（53歳）の５名を委嘱した他、地域振興員として神奈川県出身の岡本哲広さん（45歳）、札幌市出身の嶋倉健悟さん（26歳）の２名を４月１日付けで委嘱しております。これにより本町で活動する隊員は継続隊員３名を加えて、合計10名

となり、今後につきましても、引き続き関係機関と連携を図りながら、隊員自身が積極的な活動を行えるよう、町としてもサポートする他、町の広報紙やホームページ等を通じて隊員の活動を周知してまいります。

次に、北海道新幹線二ツ森トンネル（尾根内工区）工事について申し上げます。北海道新幹線二ツ森トンネル（尾根内工区）工事の状況につきましては、本年５月10日現在で本坑部分の約620mが掘削され、進捗率は全体の14％となっております。また、トンネル発生土の受入れにつきましては、受入可能な土地を町民に対して募集し、応募のあった民有地９件を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に紹介し、機構による精査の結果、３件の民有地において環境影響評価が実施されたところであります。その後、長沢地区町有地を紹介したことにより、受入れにあたり十分な土地が確保され、無対策土の受入候補地としてＪＲ銀山駅下の民有地１件、自然由来重金属等の基準値を超える対策土の受入候補地として長沢地区町有地が選定されております。長沢地区町有地につきましては、本年２月から秋ごろまでを目途に環境影響評価が実施され、さらに５月20日から７月31日までボーリングによる地質調査が行われていることから、銀山・長沢・尾根内各地区の町内会長に対し、お知らせをしたところであります。今後、地質調査の結果や化学分析の結果等を基に、受入地としての適否が鉄道建設運輸施設整備支援機構から示されることとなっております。町といたしましては、必要に応じ住民説明会等を開催するなど、情報提供をしてまいります。

次に、余市川クリーンアップ作戦について申し上げます。今年で25回目となる余市川クリーンアップ作戦が、５月18日に好天の下で開催されました。当日は多くのボランティアの皆さまに協力をいただき、午前９時から仁木町ふれあい遊トピア公園で開会式を行った後、参加者393名が各流域の担当箇所に分かれ、本町においては、８か所を81名で、清掃活動にあたり、ごみ230kgを回収し、正午頃には全地区無事故で終了することができました。毎年多くの方々にご協力をいただき、年々ごみの回収量は減少傾向となっております。ボランティアとしてご参加くださいました新おたる農業協同組合、仁木町観光協会、仁木町商工会、余市川土地改良区、後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所、なかよしクラブ安心警ら隊、ＮＰＯ法人銀山さわやか福祉ＮＰＯ、余市郡漁協鮎部会及び個人参加の皆さまにご協力をいただきましたことに対し、心より御礼申し上げます。今後におきましても、余市川流域の清掃等環境保全活動につきまして、地域住民、行政及び関係団体が一体となって取り組み、水資源の大切さを自覚し、併せて自然環境保護意識の高揚に努めてまいります。また、当日は午前８時から仁木町役場福利厚生会の会員31名による役場庁舎周辺のごみ清掃を実施し、美化運動にも取り組んだことを報告いたします。

次に、平成30年度仁木町町道等除雪委託業務について申し上げます。昨シーズンの降雪量及び積雪量（北後志消防組合仁木支署調べ）につきましては、11月から12月までは例年並みであったものの、１月から３月にかけての降雪量が少なく３月末時点では累積降雪量が５ｍ28cmと、過去10年間の平均を138cm下回りました。最大積雪量につきましては、２月15日時点の１ｍ２cmで、過去10年間の平均を28cm下回りました。このようなことから、除雪作業に要した実働時間は、除雪車両23台（貸与車６台、業者の所有車17台）の合計で3222時間となり、過去10年間の平均実働時間で算出した設計時間4137時間に対して、915時間の減となりました。除雪業務委託料の設計変更につきましては、でき形が設計値の120％を超えた場合120％を超えた部分に対して増額の設計変更を行うこととし、70％以上90％未満の場合は90％を下回った部分に対し

て減額の設計変更を行うこととしております。また90％以上120％以下の場合は、設計変更を行わないこととしており、委託料の70％を最低保証としております。各車両の実働時間を基に金額を算出した結果、設計値に対して、でき形が76.8％となったため90％を下回る13.2％の部分に対しての設計変更を行い、当初委託料6908万7600円が変更後の委託料5996万8000円となり、911万9600円が減額となったところであります。今回の除雪委託業務の設計変更につきましては、業務実績が確定する委託業務期間完了日の３月31日に契約変更しているため、３月29日専決補正には計上されておらず、不用額として処理することとなりますので、よろしくお願い申し上げます。行政報告は以上でありますが、別途お手元には入札結果一覧表（議案第３号関連）を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、岩井教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）令和元年第１回仁木町議会臨時会教育行政報告について申し上げます。

はじめに、仁木町教育委員会教育長職務代理者の指名について申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第２項には、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うと規定されております。この度、教育長職務代理者として指名しておりました木村章生氏より、平成31年３月22日付けで、教育委員の職を辞する願いが提出され、町長と教育委員会の同意が得られたため３月31日をもって辞職されたところです。これに伴い、４月２日に開催いたしました第１回仁木町教育委員会臨時会において、加藤浩子氏を教育長職務代理者に指名いたしましたのでご報告いたします。

続いて、学童用ヘルメット及び防犯ブザーの寄贈について申し上げます。この度、社会貢献事業の一環として、仁木建設協会　仁木　洋会長より、町内小学校の新１年生及び転入生に対しまして、学童用ヘルメット19個（仁木小17個、銀山小２個）、仁木町防犯協会　志津照男会長より、町内小学校の新１年生に対しまして防犯ブザー20個（仁木小15個、銀山小５個）をそれぞれ寄贈いただきました。仁木建設協会からの学童用ヘルメットにつきましては、児童の交通安全や事故防止の一環として、新１年生と転入生に対しまして、平成24年度から寄贈いただいております。また、仁木町防犯協会からの防犯ブザーにつきましては、防犯活動の一環として、新１年生に対しまして、平成25年度から寄贈いただいております。心温まる善意に保護者をはじめ学校関係者及び教育委員会といたしましては、深く感謝しているところであります。

次に、平成31年度全国学力・学習状況調査について申し上げます。義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国の小学６年生と中学３年生を対象とした文部科学省による全国学力学習状況調査が４月18日に実施され、本町におきましては、小学校で２校26名（仁木21名、銀山５名）、中学校で２校32名（仁木26名、銀山６名）が参加いたしました。本調査は全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証することにより、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的として実施しております。調査科目につきましては、小学校は国語と算数、中学校は、今年度初めての調査となる英語を加えた、国語・数学・英語となっております。主な出題の傾向につきましては、小学校の国語では、日常の生活の出来事から読解力を問う問題、算数では基礎計算の問題や文章から答えを導く問題となっており、中学校の国語では、日常生活に即した場面から、伝えたいことを読み解く問題、数学では一次関数の問題や証明の問題、英語では聞くこと・読むこと・話すことの三つのパー

トで構成されており、中でも「話すこと」では、英語の質問を聞き取り英語で回答する問題が出題されております。今後、調査結果が文部科学省から公表され次第、その結果を教育指導方法等の工夫改善に活用してまいります。

最後に、各種全道大会出場及び結果について申し上げます。４月26日から28日までの間、新ひだか町において第41回東日本野球大会２部の南北海道大会が開催され、昨年８月に開催された後志予選会を優勝した仁木球友が後志代表として出場いたしました。結果は、優勝したチームと準決勝で対戦し、惜しくもベスト４となりましたが、選手一人ひとりが持てる力を十分に発揮し、チーム一丸となって戦えたと聞いております。

次に、４月27日、小樽市総合体育館において、第28回小樽地区小学生バトミントン大会兼第20回北海道小学生ＡＢＣバドミントン南北海道大会予選会が開催され、本町からは仁木バトミントン少年団の８名が出場いたしました。結果は、１・２年生女子の部で、仁木小学校２年生の東野和菜さんと３・４年生女子の部で銀山小学校４年生の山下楓夏さんがそれぞれ準優勝、３・４年生男子の部で銀山小学校３年生の小野文慈さんがベスト４となり、６月22日と23日の２日間、千歳市で行われる第20回北海道小学生ＡＢＣバトミントン南北海道大会兼第20回全国小学生ＡＢＣバトミントン大会南北海道予選会への出場が決定いたしました。山下さんと小野さんは、昨年に引き続き出場となることは、日々の厳しい練習の中で培った成果であるとともに、それを支える指導者や保護者の皆さまの熱意が成績にあらわれたものと考えております。また、５月11日と12日の両日、白老町において、第16回北海道中学校軟式野球白老大会が開催され、昨年９月に開催された後志地区予選会を勝ち抜いた余市旭中学校と仁木中学校の合同チームが後志代表として出場いたしました。結果は１回戦で苫小牧沼ノ端中学校に敗れましたが、合同チームのためチーム練習の時間が取りにくいなどのハンデがある中、全道大会に出場できたことは、選手の地道な練習はもちろんのこと、それを支えられた部活動顧問や保護者など関係者のご努力の賜物と考えております。結びに、今回出場された選手や関係者に対しまして、心から敬意を表するとともに、仁木バトミントン少年団の活躍をご期待申し上げ、令和元年第１回仁木町議会臨時会教育行政報告といたします。

○議長（横関一雄）岩井教育長の教育行政報告が終わりました。

これで、行政報告を終わります。

日程第６　承認第１号　専決処分事項の承認について

平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第７号）

○議長（横関一雄）日程第６、承認第１号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第７号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第１号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。令和元年５月24日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。記といたしまして、平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第７号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の

議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成31年３月29日、仁木町長　佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第７号）。平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第７号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億3118万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億1522万4000円とする。第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。繰越明許費、第２条、地方自治法第213条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第２表　繰越明許費による。地方債の補正、第３条、地方債の変更は、第３表　地方債補正による。平成31年３月29日専決、仁木町長佐藤聖一郎。詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明いたしますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）承認第１号、平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第７号）についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、平成31年３月29日に専決処分を行っております。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。１款．町税から２ページの21款．町債までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計１億3118万2000円を減額し、補正後の歳入合計額を33億1522万4000円とするものでございます。

３ページをお開き願います。歳出でございます。１款．議会費から４ページの14款．予備費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計１億3118万2000円を減額し、補正後の歳出合計額を33億1522万4000円とするものでございます。

５ページをお開き願います。第２表　繰越明許費でございます。本事業につきましては、平成30年度内に事業が完了する見込みがないことから、平成31年度に予算を繰り越して使用するというもので、あらかじめ予算でその上限額を定めておかなければならないことになっております。繰り越す予算につきましては、６款．農林水産業費、１項．農業費、事業名につきましては、台風21号被災農業者向け対策事業で、1193万6000円を繰り越すものでございます。

６ページをお開き願います。第３表　地方債補正、１．変更でございます。学校給食配送車購入事業につきましては、借入限度額を550万円から30万円減額し520万円に変更するものでございます。

７ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。１款．町税から21款．町債まですべての科目を載せたものでございます。

８ページをお開き願います。歳出でございます。１款．議会費から14款．予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳ですが、国・道支出金は3807万1000円の減、地方債は30万円の減、その他財源は2247万2000円の減、一般財源は7033万9000円の減となっております。

次に、９ページをお開き願います。歳入でございます。１款．町税、１項．町民税、１目．個人につきましては、収入見込みにより391万2000円の追加、２目．法人につきましても、収入見込みにより314万円

の追加でございます。２項．１目．固定資産税につきましては、収入見込みにより25万9000円の追加でございます。３項．１目．軽自動車税につきましては、収入見込みにより３万4000円の追加でございます。４項．１目．市町村たばこ税につきましては、額の確定により47万8000円の追加でございます。

次に、10ページをお開き願います。２款．地方譲与税、１項．１目．地方揮発油譲与税につきましては、額の確定により１万円の追加、２項．１目．自動車重量譲与税につきましては、額の確定により12万3000円の追加でございます。

11ページをお開き願います。３款．１項．１目．利子割交付金につきましては、額の確定により３万8000円の追加でございます。

12ページをお開き願います。４款．１項．１目．配当割交付金につきましては、額の確定により5000円の減額でございます。

次に、13ページをお開き願います。５款．１項．１目．株式等譲渡所得割交付金につきましては、額の確定により11万8000円の追加でございます。

14ページをお開き願います。願います。６款．１項．１目．地方消費税交付金につきましては額の確定により287万円の追加でございます。

15ページをお開き願います。７款．１項．１目．ゴルフ場利用税交付金につきましては額の確定により12万円の減額でございます。

16ページをお開き願います。８款．１項．１目．自動車取得税交付金につきましては額の確定により52万2000円の追加でございます。

17ページをお開き願います。10款．１項、１目．地方交付税につきましては、普通交付税・特別交付税の増額分として2194万7000円の追加でございます。

18ページをお開き願います。交通安全対策特別交付金につきましては、算定数値は総務省に提出しておりますが、交付額がなかったため、65万円の減額で廃款としております。

19ページをお開き願います。12款．分担金及び負担金、１項．負担金、１目．民生費負担金につきましては収入実績により95万3000円の減額、２目．衛生費負担金につきましても収入実績により8000円の減額、３目．農林水産業費負担金につきましては22万9000円の追加でございます。

20ページをお開き願います。13款．使用料及び手数料、１項．使用料、１目．総務手数料につきましては、それぞれの使用実績により2000円の追加、２目．民生使用料につきましては、それぞれの保育所の入所児童の減により６万2000円の減額、３目．衛生使用料につきましては、それぞれの使用料の収入実績により18万4000円の追加、４目．商工使用料につきましては2000円の追加でございます。

21ページをお開き願います。５目．土木使用料につきましては、それぞれの収入実績により205万2000円の減額、６目．教育使用料につきましては、収入実績により８万7000円の減額でございます。２項．手数料、１目．総務手数料につきましては、それぞれの収入実績の増減により９万1000円の減額でございます。

22ページをお開き願います。２目．衛生手数料につきましては、収入実績により92万3000円の減額、３目．農業手数料につきましては、収入実績により２万2000円の減額でございます。

23ページをお開き願います。14款．国庫支出金、１項．国庫負担金、１目．民生費国庫負担金につきま

しては、障害者自立支援給付費負担金等の実績額の確定により、1429万5000円の減額でございます。２項．国庫補助金、１目．総務費国庫補助金につきましては、それぞれの実績により186万9000円の減額、２目．民生費国庫補助金につきましても、地域生活支援事業費等補助金等の実績により136万7000円を減額、３目．衛生費国庫補助金につきましても実績により120万1000円の減額でございます。

24ページをお開き願います。５目．土木費国庫補助金につきましても額の確定により14万5000円の減額、６目．教育費国庫補助金につきましても交付実績に基づき８万9000円の減額でございます。３項．委託金、１目．総務費委託金は４万2000円の追加、２目．民生費委託金につきましては各事業の実績に伴い21万5000円の追加でございます。

次に、25ページをお開き願います。15款．道支出金、１項．道負担金、１目．民生費道負担金につきましては、それぞれの実績額の確定により1140万円の減額でございます。２項．道補助金、２目．民生費道補助金につきましては、重度心身障害者医療補助金などの実績により628万8000円の減額でございます。

26ページをお開き願います。中段の３目．衛生費道補助金につきましては、実績により２万6000円の減額、４目．農林水産業費補助金につきましても、それぞれの額の確定により281万3000円の減額、５目．教育費道補助金につきましては、目を新設し、社会参加促進事業補助金９万5000円の追加でございます。

27ページをお開き願います。３項．道委託金、１目．総務費委託金につきましては、交付実績により106万4000円の追加でございます。２目．農林水産業費委託金につきましては、交付実績により6000円の追加でございます。

28ページをお開き願います。16款．財産収入、１項．財産運用収入、１目．財産貸付収入につきましては、土地建物貸付収入などの収入実績により115万2000円の減額でございます。２項．財産売払収入、１目．不動産売払収入につきましては２万8000円の追加、２目．物品売払収入につきましては24万円の追加でございます。

29ページをお開き願います。17款．１項．寄附金、１目．一般寄附金につきましては、一般寄附とふるさと納税寄附合わせて20万5000円の減額でございます。

30ページをお開き願います。18款．繰入金、１項．基金繰入金、１目．財政調整基金繰入金につきましては１億884万1000円の減額でございます。２目．ふるさと振興基金繰入金につきましては、まち・ひと・しごと総合戦略などの地域振興事業に同基金を活用しましたが、各事業の実績に伴い108万1000円の減額でございます。３目．公共施設等整備基金繰入金につきましては、1209万6000円の減額でございます。

31ページをお開き願います。20款．諸収入、１項．延滞金、加算金及び過料、１目．延滞金につきましては7000円の追加、加算金と過料につきましては収入がなかったため、それぞれ1000円を減額し廃目としております。町預金利子につきましても一時運用の利子がなかったため1000円を減額し廃項としております。３項．１目．貸付金元利収入につきましては、奨学金返還金の実績により９万6000円の追加でございます。４項．受託事業収入、１目．教育費受託収入につきましては、学校給食受託収入の精算により50万4000円の減額でございます。

32ページをお開き願います。２目．後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、収入実績により９万8000円の減額、３目．地域支援事業受託収入につきましても、収入実績に伴い94万2000円の減額でございます。５項．雑入、滞納処分費、弁償金、違約金及び延納利息につきましては、収入がなかったため、それぞれ

1000円を減額し廃目としております。４目．雑入につきましては臨時的任用職員等社会保険料51万9000円の減額をはじめとして、35ページまで、それぞれ収入見込み又は額の確定による増減により295万1000円を減額するものでございます。

35ページをお開き願います。５目．宝くじ交付金収入につきましては33万3000円の追加でございます。６目．介護保険収入につきましては、介護予防サービス計画の作成件数の減に伴い20万9000円の減額、７目．過年度収入につきましては、障害者医療費負担金過年度分等の確定に伴い567万5000円の追加でございます。

36ページをお開き願います。21款．１項．町債、６目．教育債につきましては30万円の減額でございます。

37ページをお開き願います。歳出でございます。１款．１項．１目．議会費につきましては、議会運営経費等に係る執行残で64万4000円の減額でございます。

40ページをお開き願います。２款．総務費、１項．総務管理費、１目．一般管理費につきましては、職員手当をはじめとして、すべて執行残で321万9000円の減額でございます。

41ページをお開き願います。３目．文書広報費につきましては、使用料及び賃借料の執行残48万9000円の減額でございます。４目．財産管理費につきましては賃金をはじめとしてすべて執行残で327万円の減額でございます。

43ページをお開き願います。５目．企画費につきましても賃金をはじめとして、すべて執行残で1044万1000円の減額でございます。

44ページをお開き願います。９目．ふるさとづくり事業費につきましては39万5000円の追加で、一般寄附金30万円とふるさと納税寄附金から特産品贈呈事業経費を除き、現計予算との差額分９万5000円を合わせて39万5000円をふるさと振興基金に積み立てるものでございます。

45ページをお開き願います。２項．徴税費、１目．税務総務費につきましては、町税還付金の執行残で46万9000円の減額でございます。２目．賦課徴収費につきましては、役務費、通信運搬費の執行残で14万1000円の減額でございます。３項．１目．戸籍住民登録費につきましては、事業費等の執行残で19万9000円の減額でございます。４項．選挙費、２目．知事道議選挙費につきましては、財源内訳の変更でございます。５項．統計調査費、１目．国勢調査費、２目．経済センサス費、３目．農林業統計調査費、５目．住宅統計調査費につきましては、財源内訳の変更でございます。

46ページをお開き願います。６項．１目．監査委員費につきましては旅費をはじめとして、すべて執行残で２万6000円の減額でございます。

47ページをお開き願います。３款．民生費、１項．社会福祉費、１目．社会福祉総務費につきましては、委員報酬をはじめとして、ぬくもり灯油助成金まで、すべて執行残で144万5000円の減額でございます。

48ページをお開き願います。２目．老人福祉費につきましては委員報酬をはじめとして、49ページまですべて執行残で389万2000円の減額でございます。

49ページをお開き願います。３目．老人福祉施設費につきましては、施設管理委託料の執行残で５万円の減額でございます。

50ページをお開き願います。４目．心身障害者特別対策費につきましては、役務費から扶助費まですべ

て執行残で5121万7000円の減額でございます。

52ページをお開き願います。５目．国民年金事務費につきましては、財源内訳の変更でございます。６目．後期高齢者医療費につきましては旅費及び短期人間ドック委託料などの執行残と、後期高齢者医療特別会計繰出金の追加を合わせて9000円の減額でございます。

53ページをお開き願います。２項．児童福祉費、１目．児童福祉総務費につきましては、臨時的任用職員賃金をはじめとして、扶助費、児童手当給付費まですべて執行残で378万円の減額でございます。

54ページをお開き願います。２目．乳幼児等医療費につきましては、乳幼児医療給付事業に係る役務費、扶助費の執行残で180万3000円の減額でございます。３目．母子福祉費につきましても、ひとり親家庭等医療給付事業及び養育医療給付事業に係る執行残116万7000円の減額でございます。

55ページをお開き願います。４目．保育所費につきましては、大江・銀山へき地保育所の指定管理料の執行残81万3000円の減額でございます。

56ページをお開き願います。災害救助費につきましては、執行がありませんでしたので８万円を減額し廃項としております。

57ページをお開き願います。４款．衛生費、１項．保健衛生費、１目．保健衛生総務費につきましては、母子栄養食品委託料及び不妊治療補助金の執行残106万1000円の減額でございます。２目．老人保健推進費につきましては、報償費及び健康診査委託料の執行残65万円の減額でございます。３目．予防費につきましてはピロリ菌検査等委託料及び予防接種委託料の執行残170万3000円の減額でございます。

58ページをお開き願います。４目．環境衛生費につきましては、需用費、役務費、負担金補助及び交付金の執行残325万1000円の減額でございます。

60ページをお開き願います。５目．上水道費につきましては簡易水道事業特別会計への繰出金の減に伴い642万5000円の減額でございます。

61ページをお開き願います。６款．農林水産業費、１項．農業費、１目．農業委員会費につきましては事業費の執行残で４万5000円の減額でございます。２目．農業総務費につきましては、財源内訳の変更でございます。３目．農業振興費につきましては、ワインツーリズム振興事業、農業振興補助金などの経費で報酬から負担金補助及び交付金まですべて執行残で752万3000円の減額でございます。

63ページをお開き願います。４目．農用地開発事業費につきましては、国営土地改良施設維持管理負担金、農業競争力基盤強化特別対策事業負担金の執行残で17万6000円の減額でございます。７目．農用地再編開発事業費につきましては、農村公園フルーツパークにきの管理運営費の執行残で31万7000円の減額でございます。

64ページをお開き願います。２項．林業費、１目．林業総務費につきましては、未来につなぐ森づくり推進事業などの執行残53万6000円の減額でございます。

65ページをお開き願います。７款．１項．商工費、２目．商工振興費につきましては、ふるさと納税特産品贈呈業務の委託料など、旅費から負担金補助及び交付金まですべて執行残で69万8000円の減額でございます。

67ページをお開き願います。８款．土木費、１項．土木管理費、１目．土木総務費につきましては、果実とやすらぎの里公園管理経費、及びふれあい遊トピア公園管理運営経費の執行残で34万1000円の減額で

ございます。２目．土木機械管理費につきましては財源内訳の変更でございます。２項．道路橋りょう費、２目．道路維持費につきましては、除雪対策経費及び道路維持補修経費で賃金から原材料費まですべて執行残で1456万4000円の減額でございます。

69ページをお開き願います。３項．河川費、１目．河川総務費につきましては樋門管理業務経費、河川維持管理経費の執行残で26万4000円の減額でございます。４項．住宅費、１目．住宅管理費につきましては町営住宅に係る経費で、報酬から委託料まですべて執行残で128万7000円の減額でございます。

71ページをお開き願います。９款．１項．消防費、２目．水防費につきましては、排水施設管理経費の執行残で14万1000円の減額、３目．災害対策費につきましても、職員手当から備品購入費まですべて執行残で39万8000円の減額でございます。

73ページをお開き願います。10款．教育費、１項．教育総務費、２目．事務局費につきましては、高等学校生徒通学費等補助金事業など、共済費から負担金補助及び交付金まですべて執行残で79万4000円の減額でございます。

74ページをお開き願います。２項．小学校費、１目．学校管理費につきましては、需用費から工事請負費まですべて執行残で204万3000円の減額でございます。２目．教育振興費につきましては財源内訳の変更でございます。３項．中学校費、１目．学校管理費につきましては賃金から負担金補助及び交付金まですべて執行残で235万3000円の減額でございます。

76ページをお開き願います。２目．教育振興費につきましては、就学援助・特別支援教育就学奨励事務経費で扶助費28万2000円の追加でございます。転校による準要保護児童生徒数の増によるものでございます。

77ページをお開き願います。４項．社会教育費、１目．社会教育総務費につきましては、少年教育経費の執行残で５万円の減額でございます。５項．保健体育費、１目．保健体育総務費につきましては、仁木町体育協会補助金の執行残11万円の減額、２目．体育施設費につきましては、修繕費の執行残11万円の減額、３目．学校給食費につきましては、修繕費、細菌検査料の執行残で67万9000円の減額でございます。

79ページをお開き願います。11款．災害復旧費、５項．１目．その他公共施設・公用施設災害復旧費につきましては、財源内訳の変更でございます。

80ページをお開き願います。12款．１項．公債費、１目．元金につきましては財源内訳の変更、２目．利子につきましては、長期債償還利子が執行残、一時借入金利子につきましては借入れがありませんでしたので、合わせて174万6000円の減額でございます。

81ページをお開き願います。14款．１項．１目．予備費につきましては執行残144万円の減額でございます。83ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第１号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第７号)』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第１号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第７号)』は、承認することに決定しました。

日程第７　承認第２号　専決処分事項の承認について

平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号）

○議長（横関一雄）日程第７、承認第２号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第２号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第３項の規定により報告し議会の承認を求める。令和元年５月24日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。記といたしまして、平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成31年３月29日、仁木町長　佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号)。平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ505万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億4977万4000円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。平成31年３月29日専決、仁木町長　佐藤聖一郎。詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明いたしますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）承認第２号、平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、平成31年３月29日に専決処分を行っております。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。１款．国民健康保険税から６款．諸収入まで、それぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計505万4000円を追加し、補正

後の歳入合計額を２億4977万4000円とするものでございます。

２ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費から６款．予備費まで、それぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計505万4000円を追加し、補正後の歳出合計額を２億4977万4000円とするものでございます。

３ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。１款．国民健康保険税から６款．諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

４ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費から６款．予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、その他財源は230万5000円の減、一般財源が735万9000円の増となっております。

続きまして、５ページをお開き願います。歳入でございます。１款．１項．国民健康保険税、１目．一般被保険者国民健康保険税につきましては、収入見込みにより638万8000円の追加、２目．退職被保険者等国民健康保険税につきましては収入見込みにより15万9000円を追加するものでございます。

６ページをお開き願います。２款．使用料及び手数料、１項．手数料、１目．督促手数料につきましては収入見込みにより7000円の減額でございます。

７ページをお開き願います。４款．繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金につきましては、繰入れを行わない為1000円を減額し廃項としております。

８ページをお開き願います。６款．諸収入、１項．延滞加算金及び過料、１目．延滞金につきましては、収入実績により81万2000円の追加、預金利子につきましては、収入がなかったため1000円を減額し廃項としております。３項．１目．雑入につきましては2000円の追加でございます。４項．受託事業収入、１目．特定健康診査等受託料につきましては229万8000円の減額でございます。

９ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費、１項．総務管理費、１目．一般管理費につきましては、賃金から役務費まですべて執行残で６万円の減額でございます。２項．徴税費、１目．賦課徴収費につきましては、財源内訳の変更でございます。

10ページをお開き願います。３項．１目．審議会費につきましては報酬及び旅費の執行残で３万9000円の減額でございます。

11ページをお開き願います。２款．保健施設費、１項．１目．特定健康診査等事業費につきましては特定健診等の委託料の執行残で229万7000円の減額でございます。

12ページをお開き願います。公債費につきましては一時借入金がなかったため２万5000円を減額し、廃款とするものでございます。

13ページをお開き願います。４款．諸支出金、１項．償還金及び還付加算金、１目．一般被保険者保険税還付金につきましては、執行残35万2000円を減額するものでございます。退職被保険者等保険税還付金につきましては、支出がなかったため３万円を減額し廃目としております。一般被保険者償還金及び退職被保険者償還金につきましても支出がなかったためそれぞれ1000円を減額し、廃目としております。

14ページをお開き願います。５款．１項．１目．基金積立金につきましては795万9000円の追加でございます。

15ページをお開き願います。予備費につきましては、執行がなかったため10万円を減額し、廃款として

おります。17ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第２号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第２号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号）』は、承認することに決定しました。

日程第８　承認第３号　専決処分事項の承認について

平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号）

○議長（横関一雄）日程第８、承認第３号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第３号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第３項の規定により報告し議会の承認を求める。令和元年５月24日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。記といたしまして、平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号）となってございます。

次のページをお開き願います。専決処分書。平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成31年３月29日、仁木町長　佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号）。平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ417万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億9601万6000円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。平成31年３月29日専決、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては同じく渡辺財政課長の方からご説明いたしますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）承認第３号、平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、平成31年３月29日に専決処分を行っております。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。１款．使用料及び手数料、３款．繰入金、５款．諸収入を補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計417万円を減額し、補正後の歳入合計額を２億9601万6000円とするものでございます。

２ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費、３款．公債費、４款．予備費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計417万円を減額し、補正後の歳出合計額を２億9601万6000円とするものでございます。

３ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。１款．使用料及び手数料から６款．町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

４ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費から４款．予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源で417万円の減となっております。

５ページをお開き願います。歳入でございます。１款．使用料及び手数料、１項．１目．使用料につきましては、収入見込みにより200万2000円の追加、２項．１目．手数料につきましても収入見込みにより25万5000円の追加でございます。

６ページをお開き願います。３款．繰入金、１項．１目．一般会計繰入金につきましては歳入の増及び歳出の減により642万5000円の減額でございます。

７ページをお開き願います。諸収入、延滞加算金及び過料と預金利子につきましては、収入がなかったため、それぞれ1000円を減額し廃款としております。

９ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費、１項．総務管理費、１目．一般管理費につきましては、職員手当等から負担金補助及び交付金まですべて執行残で49万7000円の減額でございます。２目．維持管理費につきましても、水道施設維持作業賃金をはじめとして、原材料費まですべて執行残で348万2000円の減額でございます。

13ページをお開き願います。３款．１項．公債費、２目．利子につきましては、長期債償還利子が執行残、一時借入金利子につきましては、借入れがありませんでしたので、合わせて９万1000円の減額でございます。

14ページをお開き願います。予備費につきましては執行がなかったため、10万円を減額し廃款としております。15ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第３号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第３号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号）』は、承認することに決定しました。

日程第９　承認第４号　専決処分事項の承認について

平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第１号）

○議長（横関一雄）日程第９、承認第４号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第１号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第４号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第３項の規定により報告し議会の承認を求める。令和元年５月24日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。記といたしまして、平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第１号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成31年３月29日、仁木町長　佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第１号）。平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第１号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ55万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7206万8000円とする。第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。平成31年３月29日専決、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明いたしますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）承認第４号、平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第１号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、平成31年３月29日に専決処分を行っております。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。１款．後期高齢者医療保険料から６款．諸収入までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計55万2000円を減額し、補正後の歳入合計額を7206万8000円とするものでございます。

２ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費から４款．予備費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計55万2000円を減額し、補正後の歳出合計額を7206万8000円とするものでございます。

３ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。１款．後期高齢者医療保険料から６款．諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

４ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費から４款．予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金が1000円の減、その他財源が1000円の減、一般財源が55万円の減となっております。

５ページをお開き願います。歳入でございます。１款．１項．後期高齢者医療保険料、１目．特別徴収保険料は19万7000円の減額、２目．普通徴収保険料は57万7000円の減額でございます。それぞれ収入見込みによるものでございます。

６ページをお開き願います。２款．使用料及び手数料、１項．手数料、１目．督促手数料につきましては、1000円の減額でございます。

７ページをお開き願います。３款．国庫支出金、１項．国庫補助金、１目．後期高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては、事業費の決定により1000円を減額するものでございます。

８ページをお開き願います。４款．繰入金、１項．一般会計繰入金、１目．事務費繰入金につきましては25万7000円の追加でございます。後期高齢者医療特別会計事業費の確定に伴う追加でございます。

９ページをお開き願います。６款．諸収入につきましては、延滞金、加算金及び過料、償還金及び還付加算金、預金利子につきまして、それぞれ収入がありませんでしたので、廃項としております。

11ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費、１項．総務管理費、１目．一般管理費につきましては、賃金、旅費、負担金補助及び交付金の執行残で２万9000円の減額。２項．１目．徴収費につきましても役務費の執行残で7000円の減額でございます。

13ページをお開き願います。２款．１項．１目．後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、執行残で43万6000円の減額でございます。

14ページをお開き願います。諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金、保険料還付金がありませんでしたので３万円を減額し廃款としております。

15ページをお開き願います。予備費につきましては執行がなかったため、５万円を減額し廃款としております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第４号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算。（専決第１号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第４号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第１号）』は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

休　憩　　午前１１時４８分

再　開　　午後　１時００分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、９名です。

日程第10　承認第５号　専決処分事項の承認について

仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第１号）

○議長（横関一雄）日程第10、承認第５号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第１号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第５号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第３項の規定により報告し議会の承認を求める。令和元年５月24日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。記といたしまして、仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第１号）となってございます。

次のページをお開き願います。仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第１号）。仁木町税条例（昭和29年仁木町条例第９号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成31年３月29日専決、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明いたしますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）承認第５号、仁木町税条例の一部を改正する条例について（専決第１号）について、ご説明申し上げます。

平成31年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律等については、本年３月25日に公布されました。このことに伴い、仁木町税条例におきましても改正する必要が生じたところでございます。

今回の条例改正につきましては、地方税法の改正に伴う施行期日が、本年４月１日及び６月１日からの

施行となっており、施行日までに議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであること、さらに直接町民に与える影響が少ないことから、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、３月29日に専決処分により条例改正を行ったものでございます。

主な改正内容といたしましては、ふるさと納税制度の見直しに伴い、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とすること、住宅ローン控除の拡充に伴う改正として住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間の拡充、及び住宅借入金特別税額控除に係る申告要件の廃止、固定資産税等の特例措置に伴う改正として、高規格堤防の整備に伴う立替家屋に係る税額の減額措置の創設、熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものが、すべき申告等についての規定の新設に合わせて新設、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告等について規定の整備、軽自動車税のグリーン化特例について重課を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課を削除する改正でございます。

それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表で説明を行います。

新旧対照表１ページをお開き願います。右側が改正前で左側が改正後となっております。第34条の７につきましては、寄附金税額控除の規定で、ふるさと納税制度の見直しに伴い、ふるさと納税の返礼品の基準が定められ、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金と改めたことに伴い、規定の整備を行うものでございます。附則第７条の３の２につきましては、個人の町民税の住宅借入金等特別控除の規定で、法律の改正により住宅借入金特別税額控除について、消費税10％で住宅を取得し、平成31年10月１日から平成32年12月31日までに購入した住宅に居住したものに対し控除期間が10年間から13年間に延長されたことに伴う規定の整備でございます。

２ページをお開き願います。第７条の４につきましては、寄附金税額控除における特例控除額の特例の規定で、ふるさと納税制度に関する法律の改正に伴い規定を整備するものでございます。第９条につきましては、個人の町民税の寄附金税額控除に係る特例等の規定で申告特例の対象を特例控除対象寄附金とし、関連する規定の整備を行うものでございます。第９条の２につきましては、特例控除対象寄附金を定めたことによる規定の整備で、特例控除対象寄附金を支出し申告特例通知書が送付されたときに、申告特例控除額の適用があるものとするものでございます。

４ページをお開き願います。第10条の２につきましては、法附則第15条第２項第１号の条例で定める割合の規定で、第５項から第27項まで法の改正に伴い、項ずれの整理でございます。

５ページをお開き願います。第10条の３は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとするものがすべき申告の規定で、高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた方が、当該土地の上に取得した代替家屋に係る固定資産税について、５年間の軽減措置を受けるための申請について規定したものでございます。

７ページをお開き願います。第10条の４でございます。平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告等の規定で、法規定の新設に合わせて新設するものでございます。第16条は、軽自動車税の税率の特例の規定で、第１項は、初めての登録から14年を経過した軽自動車に対し、軽自動車税が加算となる、いわゆる重課について平成31年度に限ったものとするものでございます。第２項からは、平成29年度分の軽課を廃止することに伴い、規定を整備するものでございます。

次に、11ページをお開き願います。第16条の２は、軽自動車税の賦課徴収の特例の規定で、第16条の改正に伴い規定を整備するものでございます。

12ページをお開き願います。第22条は東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告等の規定の整備でございます。附則についてですが、第１条は施行期日を定めたもので、平成31年４月１日から施行し、第34条の７、附則第７条の４、第９条、第９条の２、並びに次条第２項から第４項の規定は６月１日から施行するものでございます。第２条は、町民税に関する経過措置を定めたものでございます。第３条は固定資産税に係る経過措置を定めたものでございます。第４条は軽自動車税に関する経過措置を定めたものでございます。以上で仁木町税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第５号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第１号)』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第５号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第１号)』は、承認することに決定しました。

日程第11　議案第１号

令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第１号）

○議長（横関一雄）日程第11、議案第１号『令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第１号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第１号でございます。

令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第１号)。元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、平成31年度余市郡仁木町一般会計予算の名称を、令和元年度余市郡仁木町一般会計予算とし、予算書における年度の表記については、平成31年度を令和元年度と読み替えるものとし、平成32年度以降も同様とする。令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ339万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7058万1000円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の

区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。令和元年５月24日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第１号、令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款．国庫支出金、19款．繰入金をそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計339万4000円を減額し、補正後の歳入合計額を36億7058万1000円とするものでございます。

２ページをお開き願います。歳出でございます。１款．議会費から10款．教育費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計339万4000円を減額し、補正後の歳出合計額を36億7058万1000円とするものでございます。

３ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。１款．町税から22款．町債まですべての科目を載せたものでございます。

４ページをお開き願います。歳出でございます。１款．議会費から14款．予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金が50万3000円の増、一般財源が389万7000円の減となっております。

続きまして、５ページをお開き願います。歳入でございます。15款．国庫支出金、２項．国庫補助金、４目．農林水産業費国庫補助金につきましては、農業用ハウス強靱化緊急対策事業に係る補正であり、50万3000円を追加するものでございます。本補助金は町に交付され、町から同額事業実施者に交付される仕組となっております。

６ページをお開き願います。19款．繰入金、１項．基金繰入金、１目．財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため389万7000円を減額するものでございます。

７ページをお開き願います。歳出でございます。１款．１項．１目．議会費につきましては62万4000円の追加でございます。４月１日付け人事異動に伴う職員人件費の追加でございます。

８ページをお開き願います。２款．総務費、１項．総務管理費、１目．一般管理費につきましては、人事異動に伴う職員人件費1515万9000円の減額でございます。

９ページをお開き願います。３項．１目．戸籍住民登録費につきましては、人事異動に伴う職員人件費277万8000円の減額でございます。

11ページをお開き願います。３款．民生費、１項．社会福祉費、１目．社会福祉総務費につきましては、人事異動に伴う職員人件費384万5000円の追加、２目．老人福祉費につきましては、人事異動に伴う職員人件費454万円の減額でございます。

次に、12ページをお開き願います。５目．国民年金事務費につきましては、人事異動に伴う職員人件費244万4000円の減額でございます。

14ページをお開き願います。４款．衛生費、１項．保健衛生費、１目．保健衛生総務費につきましては、

人事異動に伴う人件費の追加及び、国民健康保険事業特別会計繰出金の追加で、合計1557万9000円の追加でございます。

16ページをお開き願います。６款．農林水産業費、１項．農業費、２目．農業総務費につきましては、人事異動に伴う職員人件費711万8000円の減額でございます。

17ページをお開き願います。３目．農業振興費につきましては、農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金で、歳入５ページの農林水産業費国庫補助金と同額を計上し50万3000円の追加でございます。

18ページをお開き願います。10款．教育費、１項．教育総務費、２目．事務局費につきましては、人事異動に伴う職員人件費809万4000円の追加でございます。21ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第１号『令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第１号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第１号『令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第１号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第12　議案第２号

令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（横関一雄）日程第12、議案第２号『令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第２号でございます。

令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）。元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、平成31年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算の名称を、令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算とし、予算書における年度の表記については、平成31年度を令和元年度と読み替えるものとし、平成32年度以降も同様とする。令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ346万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億9993万7000円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額

並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。令和元年５月24日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長の方の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第２号、令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。４款．繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計346万7000円を追加し、補正後の歳入合計額を１億9993万7000円とするものでございます。

２ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計346万7000円を追加し、補正後の歳出合計額を１億9993万7000円とするものでございます。

３ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。１款．国民健康保険税から６款．諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

４ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費から６款．予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源が346万7000円の増となっております。

５ページをお開き願います。歳入でございます。４款．繰入金、１項．１目．一般会計繰入金につきましては、346万7000円の追加でございます。人事異動に伴う職員の人件費繰入金の追加でございます。

次に、７ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費、１項．総務管理費、１目．一般管理費につきましては、人事異動に伴う職員人件費の追加で346万7000円の追加でございます。９ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第２号『令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第２号『令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第13　議案第３号

令和元年度配水管整備事業大江地区国道５号外配水管布設工事請負契約の締結について

○議長（横関一雄）日程第13、議案第３号『令和元年度配水管整備事業大江地区国道５号外配水管布設工事請負契約の締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第３号でございます。

令和元年度配水管整備事業大江地区国道５号外配水管布設工事請負契約の締結について。令和元年度配水管整備事業大江地区国道５号外配水管布設工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第２条の規定により議会の議決を求める。令和元年５月24日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。記といたしまして、契約の相手方は、櫻・北悠・長内経常建設共同企業体。代表者は虻田郡京極町字京極568番地、株式会社櫻組　代表取締役　櫻　貢となっております。契約金額は7810万円（うち消費税及び地方消費税分は710万円）となっております。工期は、令和元年５月30日から令和２年１月31日までとなっております。

詳細につきましては可児建設課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）議案第３号、令和元年度配水管整備事業大江地区国道５号外配水管布設工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

町の条例により、工事請負の契約につきましては、予定価格が5000万円以上となる場合は、議会の議決に付さなければならず、本工事の予定価格は7984万9000円でありましたので、今臨時会に上程してございます。

お手元の入札結果一覧表、１ページをお開き願います。指名業者につきましては、単体業者３社と、２経常建設共同企業体の計５社を指名し、５月17日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、第１回目の入札におきまして、櫻・北悠・長内経常建設共同企業体が落札しております。落札金額につきましては、7100万円でありまして、この金額は、入札書比較価格7259万円に対し97.8％の額となってございます。なお、消費税を含む契約金額につきましては、7810万円で予定工期につきましては、令和元年５月30日から令和２年１月31日までででございます。

続きまして２ページ、配水管布設工事位置図をお開き願います。主な工事内容につきましては、大江２丁目から３丁目の間に、管径100㎜の水道配水用ポリエチレン管1240.3mなど、合わせて2229.3mの配水管を布設する工事で、青色で塗られているところが工事箇所でございます。配水管の埋設位置につきましては、国道５号は歩道及び歩道法面下、町道は車道及び路肩でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第３号『令和元年度配水管整備事業大江地区国道５号外配水管布設工事請負契約の締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第３号『令和元年度配水管整備事業大江地区国道５号外配水管布設工事請負契約の締結について』は、原案のとおり可決されました。

日程第14　同意第１号

仁木町教育委員会委員の任命について

○議長（横関一雄）日程第14、同意第１号『仁木町教育委員会委員の任命について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）同意第１号でございます。

仁木町教育委員会委員の任命について。仁木町教育委員会委員　木村章生は、平成31年３月31日をもって辞任（任期　令和３年３月25日まで）したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第４条第２項の規定に基づき、下記の者を仁木町教育委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。令和元年５月24日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町然別104番地、渡　朋仁、昭和44年７月19日生まれでございます。

只今、議案を朗読させていただきましたとおり、仁木町教育委員会委員を勤められておりました、木村章生氏が平成31年３月31日をもって辞任されたことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき、新たに、渡　朋仁氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

それでは、渡　朋仁氏の経歴をご紹介いたします。渡　朋仁氏は、昭和44年７月19日生まれで、満50歳でございます。住所は余市郡仁木町然別104番地で、平成２年３月に専修大学北海道短期大学を卒業されております。卒業後は社会福祉法人　後志報恩会　大江学園に勤務され、平成27年４月からは、同法人ひだまりの施設長、平成29年４月からは大江学園の施設長を務められております。各種委員などの経歴につきましては、平成28年５月から仁木町障害者福祉計画策定委員、平成29年４月からは仁木町民生委員・児童委員推薦委員、仁木町スポーツ推進委員、本年４月からは仁木町障害者自立支援協議会会長としてご活躍されております。渡　氏は、これまで野球スポーツ少年団やアルペンスポーツ少年団の指導者として青少年の育成に当たられた他、仁木消防団員としてもご尽力されており、地域の教育文化の振興発展や地域住民の福祉の向上に努められており、地域の信望も厚く、教育委員会委員に適任と考えますので、議員各位の格別のご高配を賜りまして、ご同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休　憩　　午後　１時３２分

再　開　　午後　１時３６分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、９名です。

これから、同意第１号『仁木町教育委員会委員の任命について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第１号『仁木町教育委員会委員の任命について』を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第１号『仁木町教育委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休　憩　　午後　１時３７分

再　開　　午後　１時３７分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、９名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和元年第１回仁木町議会臨時会の閉会にあたり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時会に提案いたしました案件につきましては、議員各位の慎重なるご審議の下、ご可決賜り衷心より感謝と御礼申し上げます。

日本は、平成の時代から令和という新しい時代に移り替わり、盛り上がりも徐々に落ち着きはじめた昨今、国内政局では大きな動きが起きようとしております。永田町では夏の参議院選挙に合わせ、衆参同日選挙の可能性が高まっているとの予測が出始めました。その背景として国内の景気動向指数が６年ぶりに悪化として下方修正されましたが、そのことに伴い増税延期の可能性がにわかに出始めたことによるものが大きな要因であると言えます。解散の大義として、米中貿易摩擦などを背景とする日本経済の悪化を防ぐために、消費税率10％への引き上げ延期を決断する場合に加え、憲法改正も選挙の争点になるとの見方もあるようですが、この度の臨時会開会にあたり、冒頭の挨拶の中でも、政治離れについて触れましたが、たとえ選挙戦になったとしても、更なる投票率低下を招き、国民の信を問うことにつながらないものにな

らぬことを只々願うばかりであります。

さて、安倍首相は新元号について、「この令和には人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つという意味が込められている。悠久の歴史と香り高き文化、四季折々の美しい自然、こうした日本の国柄をしっかりと次の時代へと引き継いでいく。厳しい寒さの後に春の訪れを告げる見事に咲き誇る梅の花のように、一人ひとりの日本人が明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせることができるそうした日本でありたいとの願いを込め“令和”に決定した。」と述べられておりました。本町においても、桜桃の白い花が咲き、真っ赤な情熱を抱き、身を結ばせ、希望に満ちあふれた町にしていくためにも、新たな時代の移り変わりとともに、町民と一丸となり、今後も邁進してまいる所存であります。

結びにあたり、来月には各地域の行事や定例会も控えております。今後におきましても、町に対しまして、議員各位の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、本臨時会の閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本臨時会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第６条の規定により、閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和元年第１回仁木町議会臨時会を閉会します。ご審議、大変ご苦労様でした。

閉　会　　午後　１時４１分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和元年第１回仁木町議会臨時会議決結果表

会　期　　令和元年５月２４日～５月２４日（１日間）

（ 開会 ～ 午前１０時３０分 ／ 閉会 ～ 午後１時４１分 ）

議　案 番　号	議　　件　　名	議決年月日	議決結果
承　認 第１号	専決処分事項の承認について 平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第７号）	R1.5.24	承認可決
承　認 第２号	専決処分事項の承認について 平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号）	R1.5.24	承認可決
承　認 第３号	専決処分事項の承認について 平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第１号）	R1.5.24	承認可決
承　認 第４号	専決処分事項の承認について 平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第１号）	R1.5.24	承認可決
承　認 第５号	専決処分事項の承認について 仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第１号）	R1.5.24	承認可決
議　案 第１号	令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第１号）	R1.5.24	原案可決
議　案 第２号	令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	R1.5.24	原案可決
議　案 第３号	令和元年度配水管整備事業大江地区国道５号外配水管布設工事請負契約の締結について	R1.5.24	原案可決
同　意 第１号	仁木町教育委員会委員の任命について	R1.5.24	同意可決